

建築審査会設置条例等を 賛成多数で可決

市議会は第4回定例会を平成19年11月28日から12月20日までの23日間開催し、議案26件、意見書3件、陳情5件を議決しました。(6頁参照)

なお、自治基本条例関連議案2件、学校給食実施条例、組織条例の一部改正の4件の議案については、引き続き審査を行うことになりました。

また、一般質問では、4日間にわたり、22名の議員が市長等と活発な議論を交わしました。



「特定行政庁」関連2議案で 見解が分かれる

議案第97号「建築審査会設置条例」及び議案第98号「事務手数料条例の一部を改正する条例」は、特定行政庁(建物を建てる際の許認可等を行う行政機関)の設置に関連した議案であるため一括して審議を行い、2件とも賛成多数で可決しました。

議案第97号は、平成20年4月1日の建築確認業務事務移管に伴い、法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行うため、建築審査会を設置するというもので、議案第98号は、確認申請等に係る66項目の事務手数料について規定するものです。

審議内容は「建築審査会委員の委嘱に際して議会の同意を得る規定を設けることの必要性」「耐震偽装事件に見られるような損害賠償が発生した場合の実例の確認とその対応方法」「事務の移管による人員体制の問題及び東京都からの交付金の打ち切り後の財政負担について」等、多くの質疑がありました。

また、審査内容が不十分であるとして、建設環境委員会への再付託の動議が出されましたが、否決されました。

反対討論・賛成討論の概要

採決に際して、各議員から賛否を示す討論があり、まず反対の立場から「補助金が5年で打ち切られた後は、約1億円が市財政からの負担

となる。建築確認業務は現在、都が行っており、事務移管を受けなければ、同経費を別の政策に充てられる」「特定行政庁は法令に基づいて許認可を行うのであって、これにより墓地・マンション問題などの紛争がなくなるというのは幻想であるとともに、国分寺らしいまちづくりの観点からは直接的な効果はない」「建築確認行政にはやるべき時期や条件がある。これを踏まえない市長のやり方に強く抗議する。審査会委員が業者と関係をもち様々な提案をすることが制度上可能となることを踏まえ、委員選任を議会の同意事項にすることが必要である」「特定行政庁の準備は1年間延長した経過があるにもかかわらず、庁議においてさえ開設を延期すべきであるとの問題提起がなされている。改めて市長の責任を問いたい。また、担当委員会は建築審査会委員の議会同意について保証すべきであった」

一方賛成の立場からは「地域実情を把握し、頻繁に監視・指導が行える基礎的自治体が、建築基準法に関する事務移管を受けることは、まちづくり及び自治権の拡充に寄与するものである。東京都の補助金は、ほぼ財政フレームに見込んだ額になっており、13名の人員も市の行財政計画と整合したものとなっている。事務移管を受けることは、国分寺らしいまちづくりの推進に資する旨の資料も示されており、市民にとり意義のあるものと考え」「特定行政庁の権限を、今の国分寺市が担うことに対して不安・不満があるが、多様な地域課題・市民ニーズに

対応していくためには、地方分権はもとより、地域分権も視野に入れ、地域の課題を解決する仕組みづくりを進める必要がある。何事においても第一歩がなければ進んで行かないことも真理である。今後の可能性に期待を託したい」概略以上のような討論が行われました。

新庁舎計画の市長声明に対し 特別委員会から意見表明

12月12日に開かれた庁舎建設特別委員会でも市長は、新庁舎の建設場所及び建設手法について、まだ結論には至っていないが、庁舎計画対策本部(構成員は市長・部長等)で今後の方向性を確認できたとして、次のように表明しました。

①庁舎の位置については、泉町の所有地が望ましい。今後の検討に当たっては、市財政の動向、市民の意見、議会の審議等を十分踏まえたものとする。②建設手法については、設計施工一括発注方式、設計施工管理一括発注方式が望ましい。③現庁舎用地の活用については、市民の意見を十分踏まえた土地利用計画を策定することが必要である。

以上の表明に対し、各委員から多くの質疑とともに、市民合意の手續の欠如や財政見通しの不確実性等の重要な指摘がありました。

委員会としては、今後、市長が結論を出す前に、住民投票、あるいはそれに相当する何らかの市民合意の手法を経た上で、当該事業に取り組んで行くことを求めました。

意見陳述者を公募します

(自治基本条例(案)の議会条項について)

自治基本条例(案)は、自治基本条例審査特別委員会に付託し、継続して審査を行っています。同条例(案)の議会条項については、議会側で案をまとめてきたことから、広く市民の意見を聴く必要があるため、「国分寺市自治基本条例(案)の議会条項に対する意見を聴く会」を開催することにしました。

つきましては、意見陳述者を公募しますので、以下の要領に基づき応募してください。

①開催日時：2月18日(月)午前9時30分②場所：議場(本庁舎3階)③人数・時間：5人程度(応募多数の場合は抽選)・1人20分程度④応募資格：市内に住所を有する方、市内に事務所等を有する方、在勤・在学の方⑤応募方法：住所、氏名、電話番号を明記し、国分寺市議会へ持参または郵送(1頁参照)、ファクス(042-327-1426)、メール(4頁参照)⑥応募締切：2月12日(火)正午⑦その他：交通費・日当なし。詳細は後日連絡します。

※議会条項(案)は、5頁に掲載。

日曜議会を開催

身近で、開かれた議会を目指します

日時：2月24日(日)午前9時30分～
会場：議場(本庁舎3階)
内容：平成20年度施政方針に対する
代表質問

※市長の施政方針は、2月22日(金)午前9時30分からを予定しています。